

さいたま市総合振興計画に掲げる将来都市像を実現するため、また、市民と行政の協働によるまちづくり推進体制の構築を図るため、具体的な方向を示す個別計画を策定しています。各計画はそれぞれの根拠法令等に基づき作成されますが、計画に掲げる将来像は、さいたま市総合振興計画に基づくものとなります。さいたま市都市計画マスタープランにおいて、本市の都市計画の基本的な指針を示すとともに、交通・みどり・景観など分野別マスタープランでは各分野の詳細な計画を定めています。

■指針・計画

さいたま市総合振興計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(指針)

さいたま市都市計画マスタープラン		
概要	策定年次	根拠法令
	目標年次	担当所管
都市計画に関する基本的な方針にあたり、個別具体の都市計画を行うための基本的な指針としての役割を担うもの	平成26年4月	都市計画法第18条の2
	令和12年度	都市計画課

(個別計画)

個別計画名称・概要	策定年次	根拠法令
	目標年次	担当所管
さいたま市防災都市づくり計画		
災害に強い空間づくりのために、災害の事前・復旧・復興の視点から、基本方針と具体的施策を定め、実現化を図る計画	平成27年8月	—
	—	都市総務課
さいたま市都市景観形成基本計画		
優れた景観の保全・創出を総合的、計画的に進める計画	平成19年10月	さいたま市景観条例第7条
	—	都市計画課
さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画		
道路、公共交通、交通環境、地区交通など、交通政策の基本的な考え方を示したもの	平成29年3月	—
	令和7年度	交通政策課
さいたま市バリアフリー基本構想		
バリアフリー化の基本的な方針、6地区の重点整備地区、実施する事業内容等を定めたもの	平成26年3月	バリアフリー法第25条
	令和2年度	交通政策課
さいたま市緑の基本計画		
中長期的な視点から定める緑に関する総合的な計画	平成17年3月	都市緑地法第4条
	令和2年度	みどり推進課
さいたま市見沼田圃基本計画		
「農・自然・歴史とふれあう、憩いのふるさと“みぬま”」を理念として、魅力ある見沼田圃の再生・活性化を図るための計画	平成23年1月	見沼田圃政策推進室
	—	—
さいたま新都心将来ビジョン		
市民と事業者及び行政がさいたま新都心の将来像を共有し、実現に向けて取り組むための基本的な指針となるもの	平成26年3月	都心整備課
	—	—
大宮駅周辺地域戦略ビジョン		
大宮駅周辺地域を政令指定都市さいたま市の「顔」にふさわしい地域にしていくことを目的としたまちづくり計画	平成22年5月	大宮駅東口まちづくり事務所
	—	—

■さいたま市の都市づくりに関する条例

条例は、地方公共団体が制定する法です。地方自治のため、法律の範囲内で自主的に制定することができます。

本市の都市づくりに関する条例は、下記のとおりです。

都市計画に関する条例			
条 例	条例制定日	最終条例改正日	担当所管
○さいたま市都市計画審議会条例	平成13年 5月 1日	平成14年12月26日	都 市 計 画 課
○さいたま市地区計画等案作成手続条例	平成13年 5月 1日	—	都 市 計 画 課
○さいたま市景観条例	平成22年 3月25日	平成24年 3月21日	都 市 計 画 課
○さいたま市屋外広告物条例	平成14年12月26日	平成29年10月31日	都 市 計 画 課
○さいたま市景観審議会条例	平成22年 3月25日	平成23年 5月16日	都 市 計 画 課
○さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例	平成13年 5月 1日	平成20年10月17日	自 転 車 ま ち づ くり 推 進 課
○さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例	平成14年12月26日	平成29年10月31日	み ど り 推 進 課
○さいたま市生産緑地地区の区域の規模に関する条例	平成29年12月27日	—	み ど り 推 進 課
○さいたま市土地利用審査会条例	平成14年12月26日	平成27年 3月12日	都 市 計 画 課
○さいたま市開発審査会条例	平成14年12月26日	—	都 市 計 画 課
○さいたま市開発行為の手続に関する条例	平成20年12月24日	—	都 市 計 画 課
○さいたま市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例	平成20年12月24日	—	都 市 計 画 課
公園・みどりに関する条例			
○さいたま市都市公園条例	平成13年 5月 1日	令和元年10月1日	都 市 公 園 課
○さいたま市高齢者いきいの公園条例	平成13年 5月 1日	令和元年10月1日	都 市 公 園 課
○さいたま市地域プール条例	平成13年 5月 1日	令和元年10月1日	都 市 公 園 課
○さいたま市大宮公園サッカー場条例	平成14年12月26日	令和元年10月1日	都 市 公 園 課
○さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例	令和 3年 3月11日	—	都 市 公 園 課
○さいたましみどりの条例	平成13年 5月 1日	平成21年 7月17日	み ど り 推 進 課
交通に関する条例			
○さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例	平成13年 5月 1日	平成18年 3月23日	自 転 車 ま ち づ くり 推 進 課
○さいたま市自転車等放置防止条例	平成13年 5月 1日	平成24年 7月 3日	自 転 車 ま ち づ くり 推 進 課
○さいたま市地域公共交通協議会条例	平成29年10月31日	令和2年12月23日	交 通 政 策 課
○さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例	令和元年 7月 9日	—	交 通 政 策 課

さいたま市都市計画マスタープラン

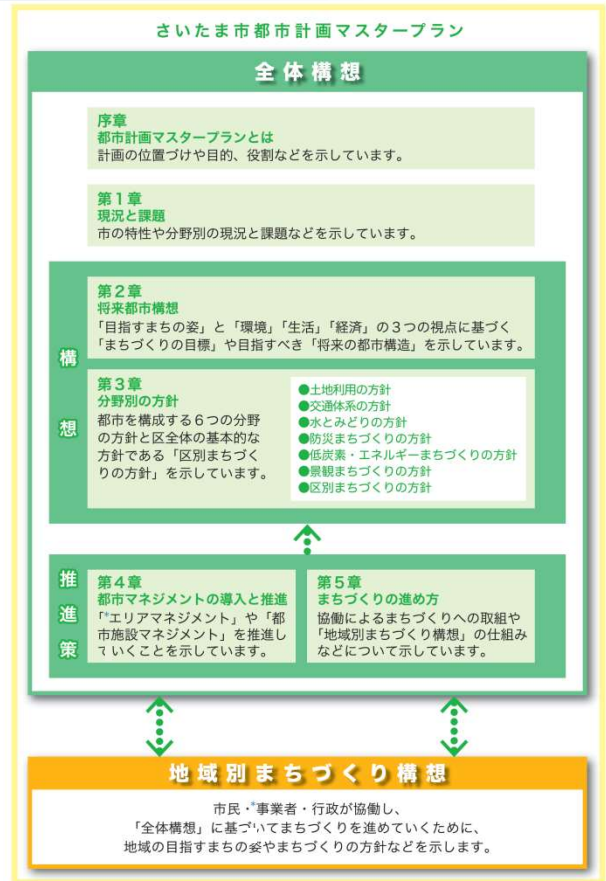
さいたま市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるもので、令和12(2030)年度を目標年次としており、「さいたま市総合振興計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即しながら、本市が目指すべき将来の姿と、その実現に向けたまちづくりの方針を示しています。

本プランは、主に市全体の将来の都市構造とまちづくりの方針を示す<全体構想>と地域に関わる多様な主体が役割分担のもと協働しながら作成する<地域別まちづくり構想>から構成されます。

地域別まちづくり構想はまちづくりを重点的に進めていく地域や市民・事業者からの発意がある地域について今後策定していきます。

都市計画マスタープランの役割

- 「目指すまちの姿」を市民・事業者・行政が共有できるように分かりやすく示します。
- 都市計画法に基づく個別具体の都市計画の決定または変更を行う際の方針となります。
- まちづくりへの多様な主体の参画を促します。



都市計画マスタープランの構成

■目指すまちの姿

「さいたま市総合振興計画」における将来都市像と本市の現況と課題を踏まえ、さいたま市の目指すまちの姿として「住み続けたくなるまち」「訪れたくなるまち」を設定しています。

「さいたま市総合振興計画」における将来都市像

- ◆多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市
- ◆見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市
- ◆若い力の育つゆとりある生活文化都市

まちづくりの課題

- 人口減少・超高齢社会を支える都市環境の形成
- 広域拠点都市としての経済力の維持・向上
- 市街地の広がりの抑制と都市機能・人口の集約化
- 公共交通を軸とする交通体系の充実
- みどりや水辺を生かした質の高い市街地の形成
- 災害に強いまちづくり
- 環境への負荷の少ないまちづくり
- 景観資源の維持・活用と新たな景観の創造
- 適切な社会資本の費用管理(コストマネジメント)

さいたま市が目指すまちの姿

環境と共生し、
安全・安心で、
郷土としての愛着と
誇りが持てる

住み続けたく
なるまち

活力があり、
美しく、
魅力に満ちた

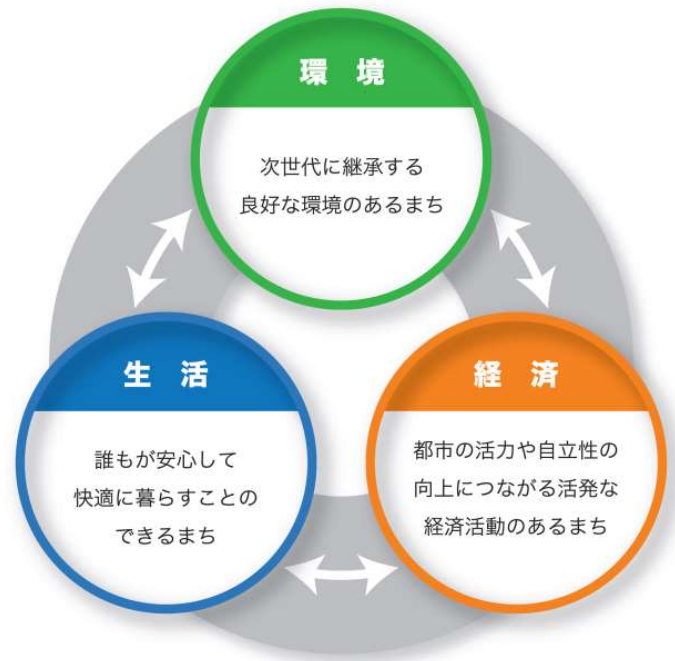
訪れたく
なるまち

目指すまちの姿の設定

■まちづくりの視点

さいたま市の目指すまちの姿を実現するためには、本市の地域資源や都市機能などを活用し、自然環境への負荷が少なく、市民の生活と経済活動が調和したまちづくりを進めていくことが重要です。

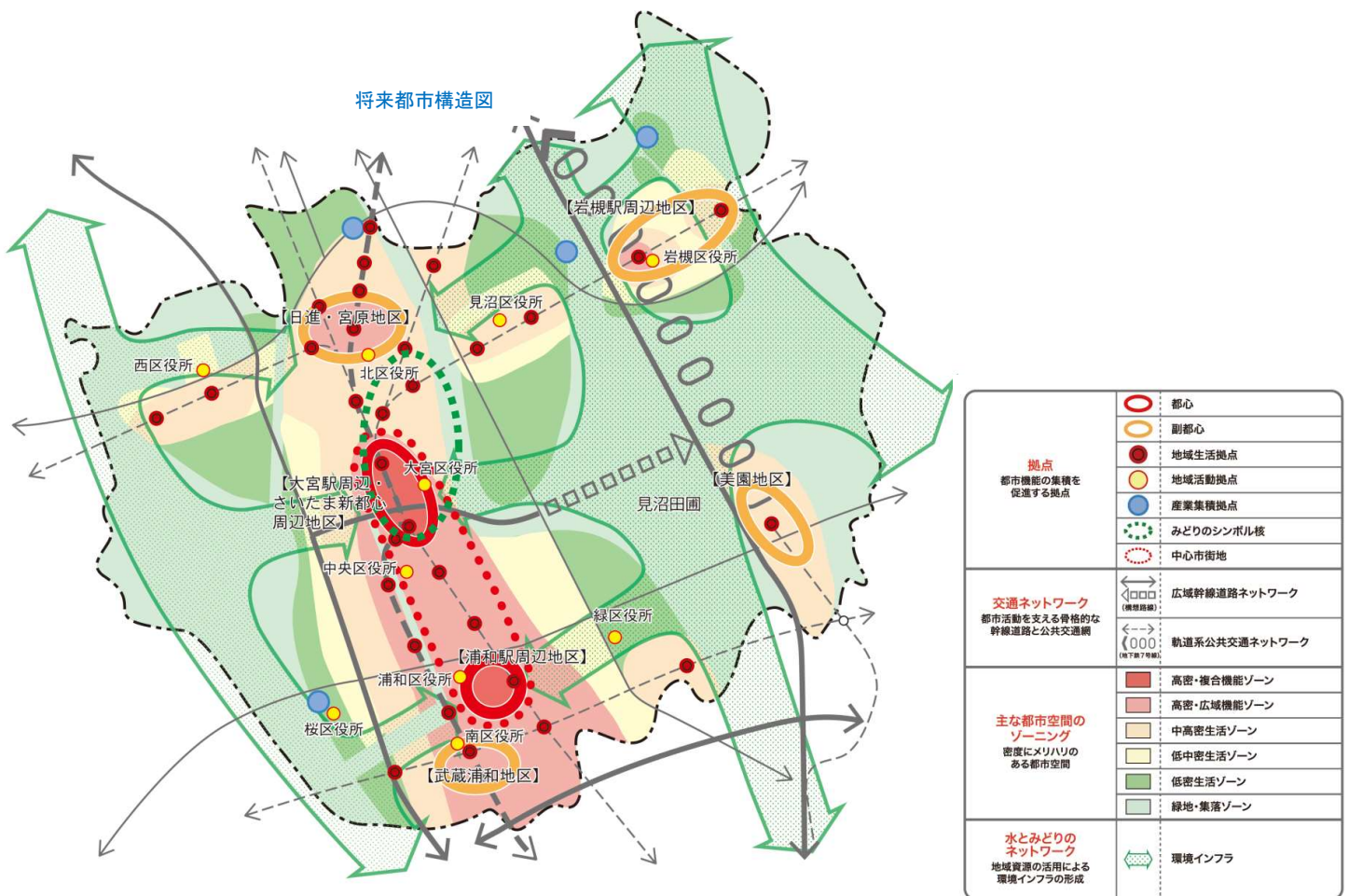
このように「環境」「生活」「経済」の3つの視点に基づいて、バランスをとりながらかちづくりを進めていくことにより、かけがえのない環境、質の高い暮らし、都市の活力を維持していきます。



■本市の将来都市構造

将来的な人口減少の見通しや財政及び環境の制約という厳しい状況の中で、「環境」「生活」「経済」の視点に基づいて「目指すまちの姿」を実現するため、市街地が河川と緑地に囲まれた都市構造を維持するとともに、集約・ネットワーク型都市構造の形成を目指します。

水とみどりに囲まれた集約・ネットワーク型都市構造



◇詳しくは都市計画課へ◇

さいたま市防災都市づくり計画

■防災都市づくり計画

防災都市づくり計画とは、防災という緊急課題に対応するため、災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりの基本方針と具体的施策を定める計画です。本計画は、安全・安心のための防災“だけ”で取組を進めるのではなく、利便性や快適性も備えた安全で住みやすい都市にしていくために、防災“も”含めた総合的な都市づくりを目指して進めていきます。



■計画策定の視点と基本方針

これまでの防災対策は、災害が発生する前の取組に重点を置いていましたが、近年の大震災の教訓を踏まえると、万一被災した場合を想定して、速やかに復旧し、円滑に復興するための対策も平時から進めておくことが重要になります。

このため、本計画では、3つの視点から、4つの基本方針を設定しました。



■具体的な施策の展開と今後の進め方

本計画の基本方針を踏まえ、災害リスクが高い地区において住民と協働で地区のまちづくりの方針や有効な施策を検討し、計画の実現化を図ります。また、将来都市構造を実現しながら都市の防災性を高める施策、都市の復旧・復興の視点からの施策も進めていきます。

施策1【事前】 災害リスクが高い地区を優先的・重点的に改善する

●延焼リスクが高い区域の改善

●延焼と避難困難のリスクを抱える地区の改善

◆STEP 1

延焼リスクの評価

延焼への対策が必要となる区域に対しては、「防火地域・準防火地域」の指定により建築物の不燃化を促進します。

◆STEP 2

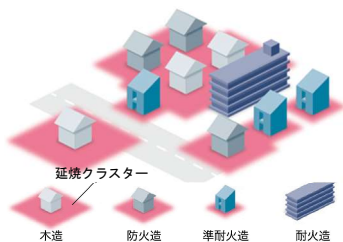
延焼と避難困難のリスクに地域特性を考慮

延焼対策区域のうち避難が困難となる地区を抽出し、重点的かつ優先的に対策を講じる必要がある地区を「推進地区候補」に位置付け、個別対策を推進します。

◆STEP 3

推進地区候補において住民の意向を踏まえる

災害リスク情報や推進地区候補の情報を住民と共有し住民が主体となった取組を推進できる地区を「推進地区」とし、防災“も”含む住環境の向上を図ります。



建物の構造による燃え広がり範囲のイメージ



個別対策の例：耐震診断員派遣制度



地区計画による住環境改善のイメージ

施策2【事前】

将来都市構造を実現していく過程の中で都市の防災性を高める

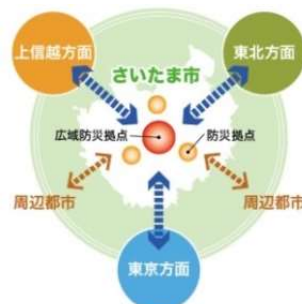
- 安全な高密度市街地の形成
- 災害リスクを考慮した土地利用や都市施設の整備



施策3【復旧】

災害時に市民の生活を守るための都市機能を確保する

- 広域防災拠点等の整備
- 広域的な道路ネットワークの整備



施策4【復興】

被害を受けても円滑に復興するための備えを進める

- 災害時対応力の向上
- 震災復興行動指針の作成・活用



◇詳しくは都市総務課へ◇

さいたま市都市景観形成基本計画

さいたま市都市景観形成基本計画（平成19年10月策定）は、本市の都市景観形成を総合的かつ計画的に推進していく上で基本となる計画であり、良好な都市景観の形成を図るための市民・事業者・行政の共通の指針となるものです。

■都市景観形成の理念と目標

○理念

ひと まち みらい 輝く都市景観の創造

○将来の都市景観像

ひとが輝く都市景観

将来のさいたま市は、市民一人ひとりが都市景観形成に携わり、自分たちの暮らすまちづくりを行っています。

人々は、自分たちの創ったまちに誇りを持ち、個性豊かで魅力あふれる都市景観の中で、輝き、生き生きとして暮らしています。

まちが輝く都市景観

将来のさいたま市は、落ち着いた風格を備えながらも、多くの人々が訪れ、にぎわいと活気にあふれています。

見沼田圃や荒川、元荒川などの自然景観は、人々の手により大切に守られ、豊かな水辺やみどりの空間を創っています。

地域では、それぞれの多様な特性を生かし、きらりと光る、個性豊かで魅力ある都市景観を形成しています。

みらいに輝く都市景観

将来のさいたま市は、日々の暮らしにより培われた歴史や文化、それが形となってあらわれた都市景観を、親から子へ、子から孫へと継承し、みらいへとつなげています。

○目標



目標 1

風格やにぎわいの感じられる都市景観形成

本市の都心や副都心などを中心に、大都市の顔にふさわしいシンボル性を備えた魅力ある都市景観の形成を目指すものです。



目標 2

水とみどりがきらめく都市景観形成

見沼田圃、荒川、元荒川を自然景観の骨格を形成する重要な軸と位置づけるとともに、点在する水辺やみどりを大切に、身近な市民の暮らしにうるおいを与える都市景観の形成を目指すものです。



目標 3

暮らしに根ざした安らぎとうるおいの都市景観形成

暮らしの場における、快適な住環境や地域に調和した、安らぎとうるおいのある都市景観の形成を目指すものです。



目標 4

歴史と文化がいきづく都市景観形成

歴史や文化を大切に、特色ある景観資源として生かすとともに、新たな都市景観を創出することで、地域の誇りや愛着の持てる都市景観の形成を目指すものです。



目標 5

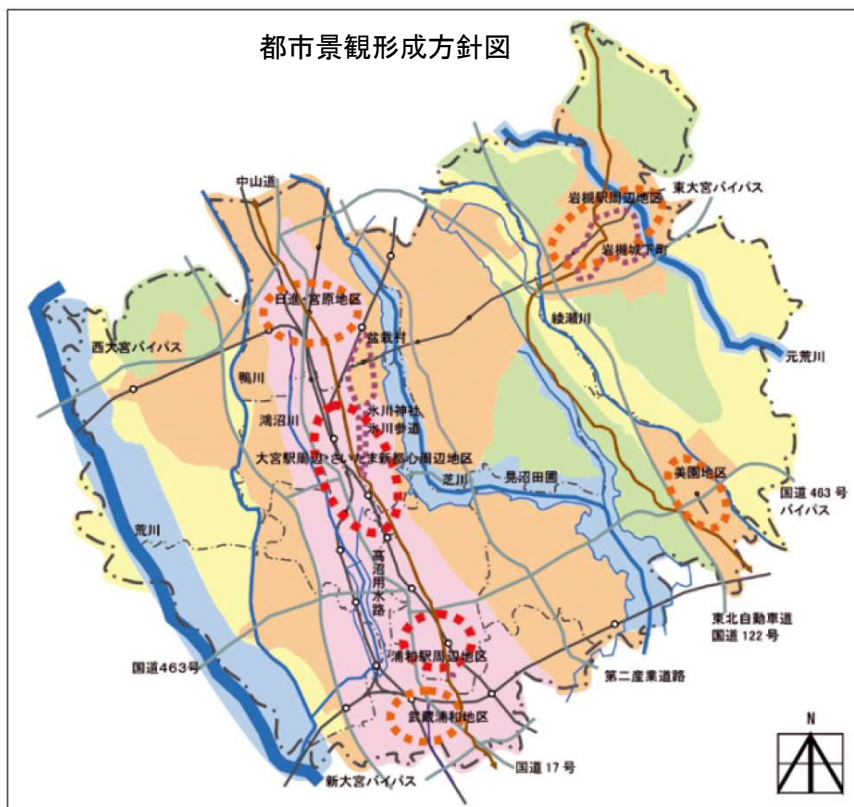
人をつくり、ともに取り組む都市景観形成

市民の参加と人づくり及び市民・事業者・行政の協働により進める都市景観の形成を目指すものです。



■都市景観形成の方針

都市景観形成の5つの目標を達成するため、市域を景観ゾーン・景観軸・景観拠点に分類し、それぞれの都市景観形成方針を設定しています。また、特にさいたま市らしさを創出し、本市の魅力を広く内外にアピールする上で重要である、2つの景観軸と3つの景観拠点の都市景観形成を重点的かつ積極的に推進していきます。



凡例

●景観ゾーン	●景観軸	●景観拠点
市街地景観ゾーン	見沼田園景観軸 荒川景観軸 元荒川景観軸	都心景観拠点
住宅地景観ゾーン	水の景観軸	副都心景観拠点
武蔵野景観ゾーン	道路景観軸	歴史文化景観拠点
田園景観ゾーン	歴史的な道路 景観軸	市界
	鉄道景観軸	区界

○景観ゾーン

土地利用や市街化の状況から、同質の景観特性を持つ領域を有し、広がりやまとまりのある都市景観の形成を目指す地域

○景観軸

本市の景観の骨格を形成し、連続性のある線的な都市景観の形成を目指す区域

○景観拠点

本市の顔となる求心性のある地区や歴史文化の特色を色濃く残している地区、新たな市街地が形成される地区など、特色を生かした都市景観の形成を目指す地区

○重点的に取り組む景観軸と景観拠点

- ・都心地区の景観形成
- ・見沼田園と斜面林の景観形成
- ・盆栽村と氷川神社周辺の景観形成
- ・岩槻城下町の景観形成
- ・中山道や日光御成道と沿道の景観形成

■都市景観形成の推進

良好な都市景観の形成には、市民・事業者・行政が協働によって都市景観形成を行う制度や体制の整備が必要です。本計画では、市民・事業者・行政それぞれの役割と、都市景観形成の施策体系として3つの柱を設定しています。

○市民・事業者・行政の役割

市民の役割

- ◆身近な景観を知る
- ◆身近な景観に配慮する
- ◆身近な景観づくりに参加する

事業者の役割

- ◆地域の景観に配慮する
- ◆地域の景観の質を高める
- ◆地域の景観づくりに寄与する

行政の役割

- ◆総合的な都市景観形成を図る
- ◆都市景観形成を先導する
- ◆景観づくりの意識の醸成・支援を図る
- ◆景観づくりの誘導を図る

○推進方策

(1) 意識づくり

良好な都市景観を形成していくためには、より多くの人々の景観に対する関心を高め理解を得ることが重要です。そこで、景観に関する情報提供やイベントの開催など、子どもからお年寄りまで幅広い年代の人が気軽に参加できる啓発活動などを行います。

(2) 取組

良好な都市景観を形成していくためには、市民・事業者・行政が協力しながら景観づくりを行うことが必要です。そこで、地域特性に応じた様々な景観施策を行うとともに、新たな施策の検討・展開を図ります。

(3) 仕組みづくり

良好な都市景観を形成していくためには、仕組みや支援制度などを整えると同時に人材の育成も大切です。そこで、景観づくりを行っている団体相互の情報交換などの仕組みや総合的な景観づくりへの取組を展開していくための体制を構築していきます。

◇詳しくは都市計画課へ◇

さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画（さいたまSMARTプラン）

■さいたまSMARTプラン

「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン（SMARTプラン）」は、道路、公共交通、交通環境、地区交通等、本市の交通分野の各種関連計画や施策の方針を示すもので、様々な交通計画の上位計画として位置づけられており、基本計画と部門別計画から構成されています。

本市は、東日本の交通の結節点として、様々な交通基盤を組み合わせた広域交通拠点形成し、東日本の中核都市として全国規模の活発な交流を支える役割が求められています。一方で、高齢化が進行し、都市をとりまく状況が変わりつつある中、多様な交通施策を戦略的に展開していくことが重要となっています。

基本計画では、“現在の交通体系を取り巻く環境と課題”及び“将来の交通状況の見通しと課題”を整理し、それらに対する本市の取組の考え方を示しています。



東日本の中核都市として交流を支える広域交通体系

■将来の交通体系に関する基本的な考え方

○ 将来の交通体系に関する基本目標

本市が目指す将来都市像を支える交通体系を構築するための基本的な考え方として、基本目標を定めています。

SMARTな交通体系の構築による集約・ネットワーク型都市構造の実現 ～地域特性に応じた多様な交通手段の活用～

※SMARTは、将来の交通体系に関するキーワードや取組の方向性を表す言葉の頭文字です。

○ 将来の交通体系に関する4つの基本方針

基本目標および現在・将来の都市交通の課題を踏まえ、4つの基本方針に基づいて交通施策の実現に取り組み

1 集約・ネットワーク型都市構造を支えるアクセス性の高い交通体系を構築します

- ① 市内の都心・副都心間を結ぶ基幹交通ネットワークの強化
- ② 鉄道駅周辺のアクセスの向上
- ③ 公共交通の利用促進に関するソフト施策の充実

2 東日本の中核都市として交流を支える広域交通体系を構築します

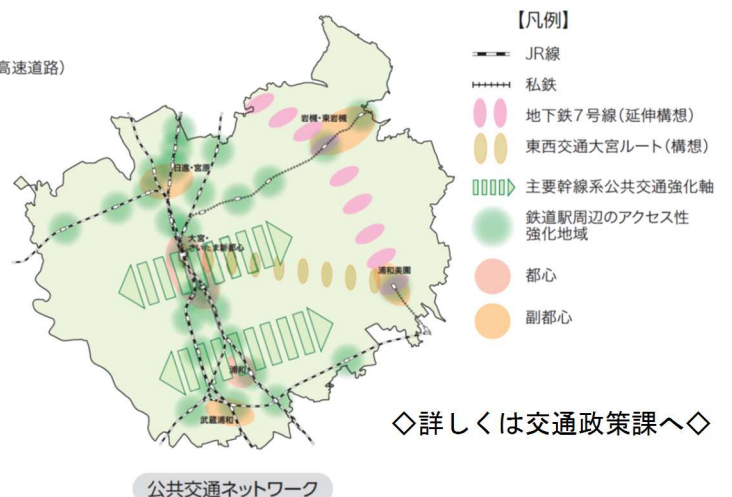
- ① 広域的な交通ネットワークの形成
- ② 広域交通拠点の形成

3 回遊性・快適性の高い魅力的な交通体系を構築します

- ① 歩行者・自転車優先の快適性・回遊性の高い空間の形成
- ② 多様な回遊手段の提供
- ③ 都心地区内における自動車利用の削減方策の推進

4 安全・安心で持続可能な市街地形成を支える交通体系を構築します

- ① 市街地の交通空間の安全性向上
- ② 多様な交通手段の活用による持続可能な移動の促進



◇詳しくは交通政策課へ◇

さいたま市バリアフリー基本構想

平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、及び平成23年3月に改正された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、「さいたま市バリアフリー基本構想」を平成26年3月に改定しました。

なお、平成30年及び令和2年にバリアフリー法が改正されたことを踏まえ、今後、基本構想の見直しを行う予定です。

■全体構想

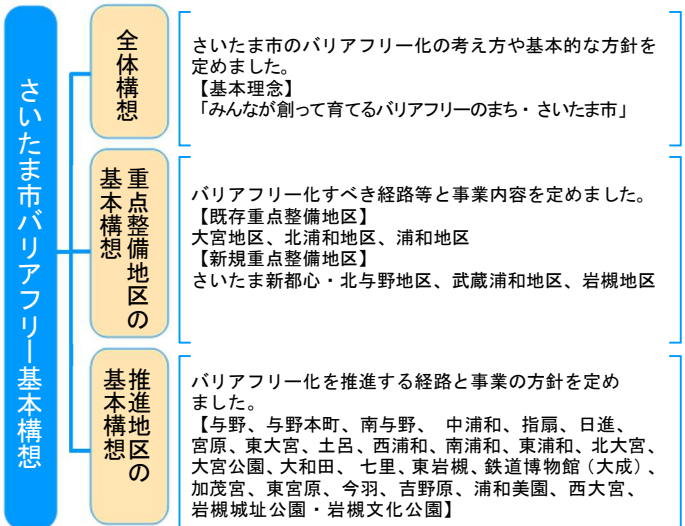
「みんなが創って育てるバリアフリーのまち・さいたま市」を基本理念とし、市内各駅およびその周辺地区でのバリアフリー化整備やバリアフリーの意識づくりのための取組などについて、その目標や基本方針を定めています。

■重点整備地区の基本構想（6地区）

旧基本構想で重点整備地区に定めた既存重点整備地区の3地区（大宮地区、北浦和地区、浦和地区）に加え、新たに新規重点整備地区として3地区（さいたま新都心・北与野地区、武蔵浦和地区、岩槻地区）を設定し、道路管理者や交通事業者などと協力しながら優先的にバリアフリー化を進めることとしています。

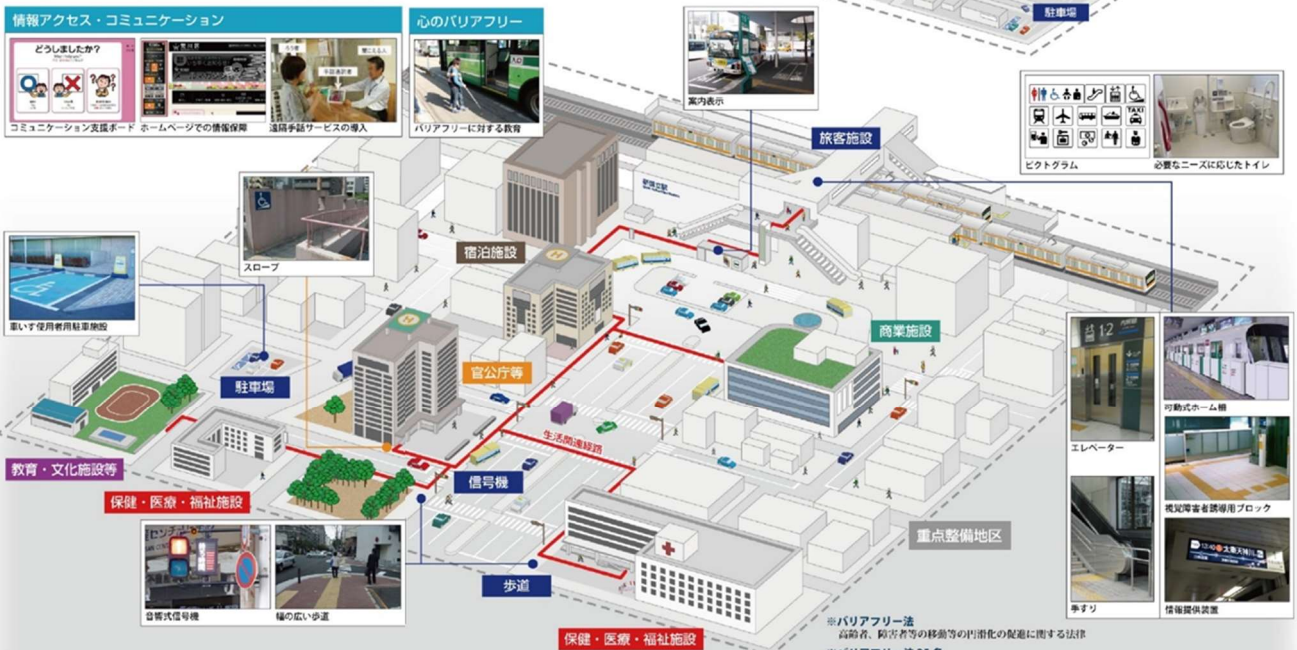
■推進地区の基本構想

既存重点整備地区及び新規重点整備地区（6地区）を除く市内各駅およびその周辺地区を対象として、重点整備地区の基本構想に準じて策定しました。各地域のバリアフリー化に向け、事業実施の際に目安とする推進地区の区域、バリアフリー化経路、整備の基本的考え方等を示しています。



◆バリアフリー基本構想制度の概要◆

バリアフリー化の整備イメージ



出典：国土交通省「バリアフリー基本構想制度の概要」

◇詳しくは交通政策課へ◇

さいたま市緑の基本計画

さいたま市緑の基本計画は、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画であり、緑豊かなまちづくりを計画的に推進する指針となるもので、平成17年3月に策定し、平成19年3月に改訂版を策定しました。

■緑の将来像

さいたま市総合振興計画に掲げる将来都市像の一つである「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」を緑の視点から実現していくため、3つの緑の将来像を描きます。

○都市の基盤となる緑が大切にされている都市

さいたま市は、市域の半分以上が豊かな緑で被われています。特に見沼田圃、荒川や元荒川、中小の河川などは緑の骨格となっており、その周辺には市街地を包むようにまとまりのある樹林地や農地などが広がっています。これらの緑は、清涼な

風を市街地に誘い込んでヒートアイランド現象の緩和に役立っており、また自然とのふれあいの場として市民に大切に守られています。そして、さいたま市だけでなく、首都圏の環境、さらには地球環境を支えています。

○身近で多様な緑が大切にされている都市

市街地には、樹林地・農地・公園・街路樹・水辺などの多様な緑が、歩いていける距離にあります。また、各家庭には豊かな緑を持つ庭もあります。これらの緑は、暮らしの営みの中で、

市民が自分たちの庭のように愛着を持って協働しながら守り、育て、そして新たに創出しています。

○基盤となる緑と身近な緑がつながっている都市

市街地の樹林地、公園や家庭の緑などは、荒川、見沼田圃や元荒川を結ぶように東西方向につながり、緑の帯を形成しています。また、安全で快適に歩くことができる緑豊かな道が市内に巡らされています。緑のネットワークは、清涼な風の通

り道となり、安全な都市づくりにも役立っています。さらに、さまざまな生き物が生息・育成・移動できるネットワークも確保されており、人と生き物のいきいきとした共生が実現しています。

いのちきらめき 緑の風そよぐ 庭園都市・さいたま

人のいのちだけではなく、動物や植物を含めて、生き物すべてのいのちがきらめき輝くまちにしたいという気持ちを込めています。

さいたま市を上空から見るとまるで庭園のようなまちに見えます。

庭園とは、手入れの行き届いた立派な庭だけではありません。

各家庭のたとえ1本の木であっても、それを大切に作る心を持っていれば、そこが庭園となります。

庭園は、人と人との心を結び、人と自然のふれあいの場として育みます。

豊かな緑に支えられた清涼な風が、まちの中を流れるイメージを表しています。

■ 緑の目標水準

○担保性のある緑を市域の35%以上確保します。

さいたま市の重要な緑の永続性を確保するために、法律や条例などによって樹林地や農地を指定する区域を増やすとともに、公園などの整備を推進し、市域の35%以上を担保性のある緑として確保することを目指します。

○まとまりのある緑を歩いて行ける範囲に確保します。

多様な緑が点在しているさいたま市の特徴を大切に、また緑が少ない区域において緑を積極的に確保することにより、0.25~1ha程度のまとまりのある樹林地・農地・公園などの緑や水辺を、歩いていける範囲に確保することを目指します。

○公共公益施設は敷地の25%以上、民間施設は敷地の20%以上の緑化に努めます。

道に接する目に触れやすい場所の緑化や屋上緑化・壁面緑化など、効果的でさまざまな手法も活用して緑の確保に努めます。

○都市公園を市民1人当たり10㎡以上確保します。また、都市公園を含めた核となる緑のオープンスペースを市民1人当たり15㎡以上確保します。

都市公園をはじめとした緑のオープンスペースが不足しているという現状を踏まえ、都市公園を市民1人当たり10㎡以上確保することを目指します。また、都市公園と都市公園に準じる公園や緑地などを含めた核となる緑のオープンスペースを市民1人当たり15㎡以上確保することを目指します。

○市民の誰もが身近な場所で緑豊かと実感できる質の高いまちを目指します。

緑豊かで質の高いまちとは、最終的に市民が評価するものです。自然が豊かであると感じる市民は、現状では3割程度ですが、今後緑のまちづくりの推進によって、市民や訪れる人の誰もが、量だけでなく、質においても緑の豊かさが身近に感じることができると目指します。

■ 計画の基本方針

○ 4つの基本方針

1) 地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます

広域的な視点を持ちながら、さいたま市全体の緑の骨格を形成し、都市の基盤となる緑について、守り強化し、その質の向上を図ります。

2) さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます

地域の緑の特性を踏まえながら、今ある緑の保全・活用とともに、新たな緑の創出に努め、身近な範囲にさまざまな緑があるまちづくりを進めます。

3) 緑と水と風が息づくネットワークをつくります

緑と水や清涼な風が都市の中に息づき、多様な生き物の生息地・生育地となる緑のつながりが確保され、人が安全で快適に歩くことができる緑の道がある、さまざまなネットワークの形成を図ります。

4) 緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます

緑の担い手となる市民、ボランティア・NPO、事業者などを、ともに緑のまちづくりを支える「緑のさいたま市民」としてとらえ、相互の連携と協働とともに、そのための仕組みづくりに努め、パートナーシップによる緑のまちづくりを進めます。

○ 20の個別方針

- ・緑のシンボルづくり
- ・都市の緑の核づくり
- ・市街地を包む緑の保全・活用
- ・緑の風の道づくり

- ・樹木・樹林地の保全・活用・再生
- ・農地の保全・活用
- ・歴史・文化の緑の保全・育成
- ・身近な緑の核づくり
- ・魅力ある緑のまちづくり
- ・さまざまな緑化によるまちなみづくり

- ・東西を結ぶ緑の帯づくり
- ・安全で健康的な暮らしを支える緑の道のネットワークづくり
- ・彩りのある緑の散歩道ネットワークづくり
- ・水と風のネットワークづくり
- ・いのちきらめくエコロジカル・ネットワークづくり

- ・緑を育む意識づくり
- ・市民・団体・事業者との協働による花と緑づくり
- ・緑の人材の育成と活用
- ・市民・団体・事業者の取り組みの支援体制づくり
- ・環境へ配慮した緑を確保する仕組みづくり

さいたま市見沼田圃基本計画

見沼田圃基本計画は、『見沼新時代へ』の内容をふまえ、国・県及び本市の各種上位関連計画における位置づけとの整合を図りながら、土地利用の規制・誘導、農業の振興、自然環境の保全、歴史・文化の保全、観光・交流の促進、教育・市民活動の推進など、見沼田圃及びその周辺地域の保全、整備及び活用に係る各種施策の基本的考え方を定め、今後、講ずべき見沼田圃に関する各部門の諸施策の方針を体系的に取りまとめた「見沼田圃地域の総合計画」として平成23年1月に決めました。

■計画対象区域

「見沼田圃基本計画」の計画対象区域は下図に示すとおりであり、埼玉県が定める「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」による土地利用規制区域（見沼田圃エリア）と、その周辺エリアを加えた範囲を計画対象区域とします。

(1) 見沼田圃エリア

埼玉県が定める「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」による土地利用規制区域です。土地利用の方向性を明確にし、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図るとともに、自然環境の保全・創造に配慮し、良好な緑地環境の保全を図るエリアとします。

(2) 緩衝エリア

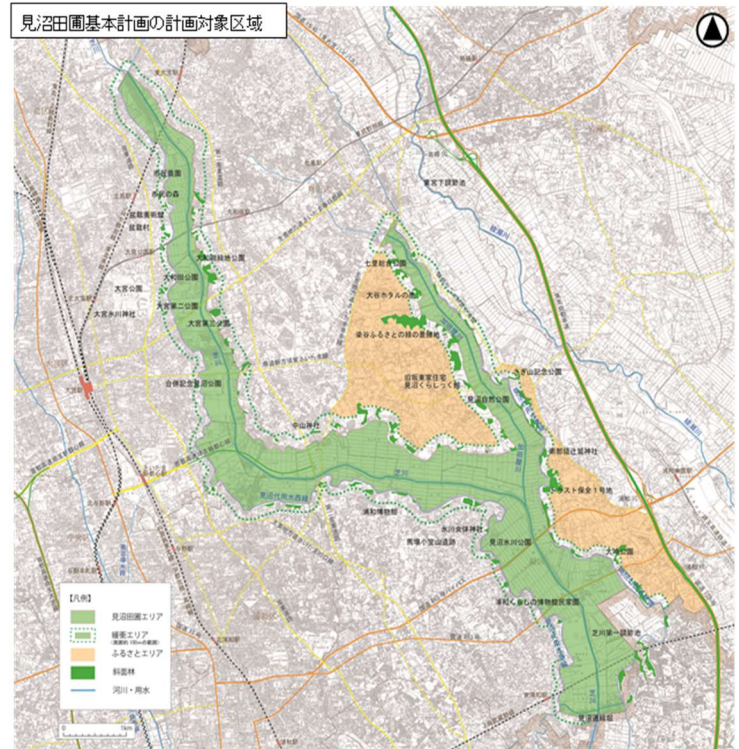
斜面林や見沼代用水を含む見沼田圃エリアの周囲約 100m の範囲を緩衝エリアとし、開発の抑制や緩衝帯となる緑地の保全などにより、見沼田圃と一体となった緑地空間の形成や利活用を図るエリアとします。

(3) ふるさとエリア

見沼田圃エリアに隣接して農地や斜面林が残っており、良好な緑地空間として保全すべき谷戸を含むエリアです。一部は公園・緑地となっており、見沼田圃と一体となった緑地のネットワークの形成や利活用拠点の整備なども含めて、柔軟に保全・活用を図るエリアとします。

(4) 周辺の主要施設

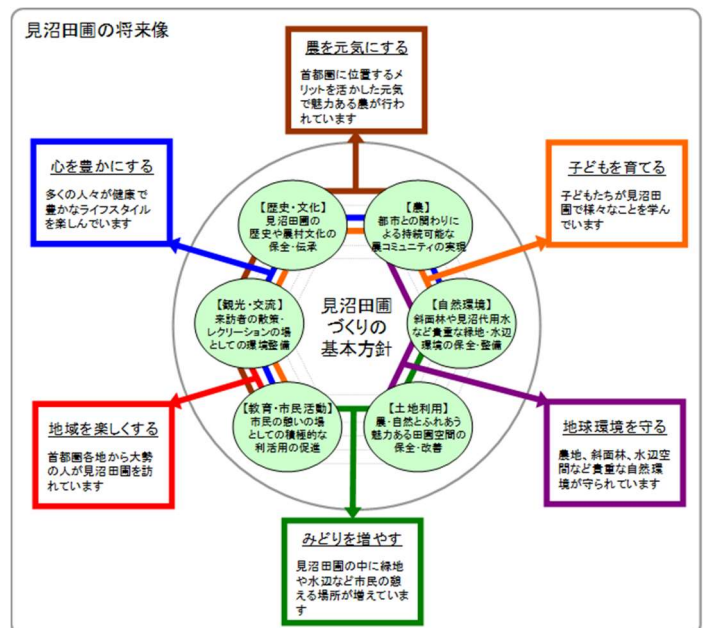
計画策定にあたっては、上記エリア内における保全・活用だけでなく、周辺の公園や自然資源、歴史資源、鉄道駅等との連携・ネットワーク化等についても合わせて検討していきます。



■計画の基本的な考え方

見沼田圃づくりのテーマを「農・自然・歴史とふれあう、憩いのふるさと“みぬま”」として掲げ、見沼田圃づくりの目標を「農業生産の場を維持しながら、来訪者の憩いの場、自然や農村文化とのふれあいの場として、良好な環境や歴史・文化を未来の子どもたちに残し、さいたま市民の「しあわせ倍増」へ」としています。

この見沼田圃づくりのテーマ・目標に基づいて、見沼田圃の保全・整備及び活用に係る諸施策を市民と行政が一体となって取り組むことによって創出が期待される「見沼田圃の将来の姿」を6つ掲げ、6つの行政分野ごとに見沼田圃づくりの基本方針を整理しました。



◇詳しくは見沼田圃政策推進室へ◇

さいたま新都心将来ビジョン

■策定の目的

さいたま新都心地区は、首都機能の分担、埼玉県を中心とする自立性の高い新都心の実現と併せて、ヒト・モノ・情報が行き交い、活気に満ちた都市空間の実現を目指して、平成12年に街びらきが行われました。

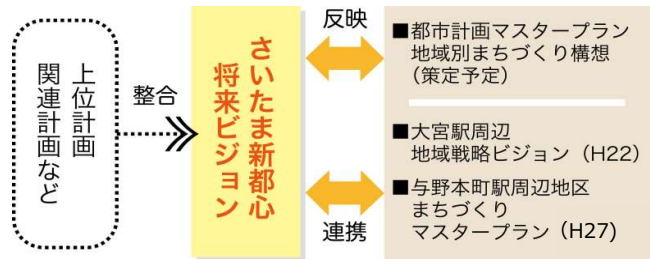
しかしながら、都市基盤整備がほぼ完了した現在においても、当初のまちづくりの目標達成に関しては、課題を残しています。

そこで、これまでのまちづくりの成果や社会情勢などに加え、さいたま新都心地区の周辺における大規模な土地利用転換の動向を見据え、今後の持続可能なまちづくりに資するべく、さらなる安心・安全とにぎわいを創出し、良好な都市環境の形成に向けた取組の検討を行います。

■位置づけ

本ビジョンは、市の総合振興計画や都市計画マスタープランをはじめ、国、県、市の上位計画及び関連計画と整合を図り、今後のさいたま新都心周辺地区のまちづくりの基本的な指針としての役割を担います。さらに本ビジョンの検討区域に隣接する周辺地域の個別計画等と相互に連携、反映することを目指します。

また、ビジョンの運用期間は概ね10年を見込んでいます。



■さいたま新都心の将来像（目標）と施策

さいたま新都心地区は、東日本の交通の要衝である大宮駅に隣接し、交通の利便性が高く、国の合同庁舎などの行政機能が集積しています。このような地域特性を踏まえ、周辺地区において広域的な機能面の充実を図ることにより、産業、文化・芸術、学習などの都市活動、防災意識の高まりへの対応、都市のみどりなどの向上を目指し、本市の都心にふさわしいまちづくりに取り組みます。

目標(1)：広域的な都市活動の拠点、にぎわいあふれるまち

さいたま新都心周辺地区内で進められる大規模な土地利用転換の適正な誘導を図り、大宮駅周辺地区などとの連携と機能分担の下で、都市活動の拠点としてにぎわいあふれるまちを目指します。

目標実現に向けた施策

- ・大規模な土地利用転換の適正な誘導により、新たな都市機能を集積
- ・既存の都市機能と新しい都市機能が効果的な活用が図られるよう、相互の回遊動線の整備を検討
- ・多様な交通手段により、大宮駅周辺地区との連携、機能の補完関係を強化
- ・交通拠点性を高める新たな交通広場の整備を検討

目標(2)：広域的な安心・安全を担うまち

さいたま新都心は、国の10省庁14機関やさいたまスーパーアリーナが整備されており、広域防災機能を有しています。その機能を強化充実するため、大規模災害発生時の一時避難場所と活動拠点となるオープンスペースの整備に取り組むなど、安心・安全を担うまちを目指します。

目標実現に向けた施策

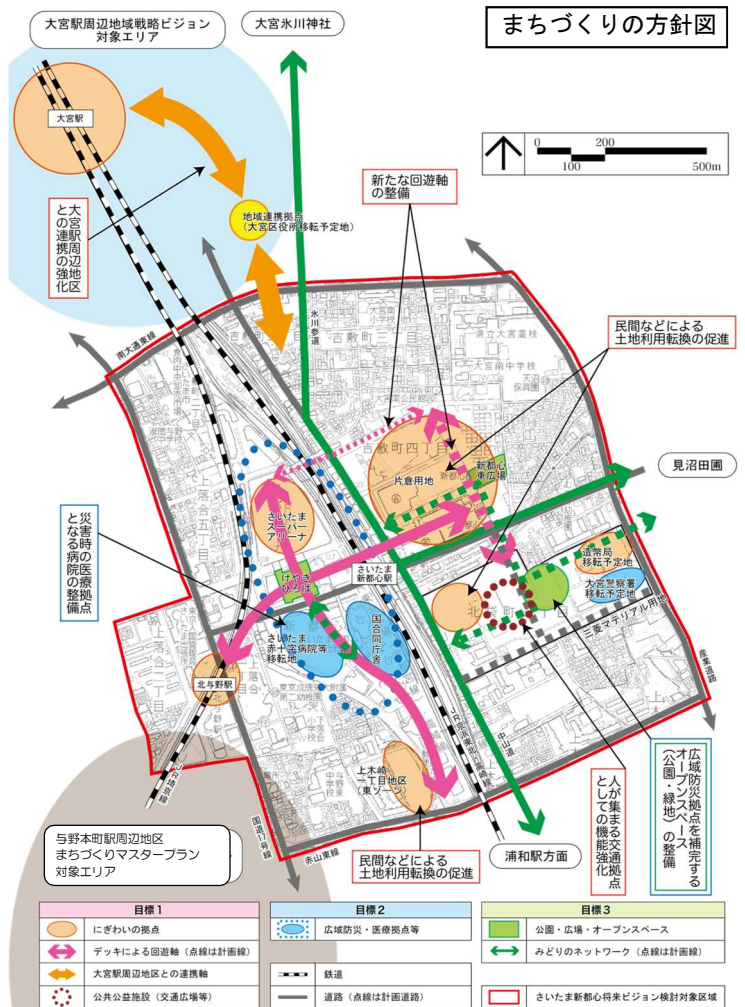
- ・広域防災拠点の機能を補完するオープンスペースの整備を検討
- ・災害拠点病院整備の促進

目標(3)：豊かなみどりと都市機能が融合するまち

見沼田圃、氷川の杜、氷川参道、中山道のけやき並木などみどりの地域資源を生かし、みどりのつながりや回遊性の創出、公園空白地域の解消に取り組むなど、みどりと都市機能が融合する持続可能なまちを目指します。

目標実現に向けた施策

大規模な土地利用転換にあわせて、公園・緑地を整備するとともに、さいたま新都心から見沼田圃、さらに中山道から氷川参道へと緑化空間をつなげ、地区の骨格的な景観を形成するみどりのネットワークの整備を検討



◇詳しくは都心整備課へ◇

大宮駅周辺地域戦略ビジョン

■大宮駅周辺地域戦略ビジョンとは

大宮駅は、新幹線5路線を含む鉄道13路線が乗り入れ、一日の乗降客数が約70万人に上る交通の要衝であり、東口は古くから氷川神社の門前町として栄え、江戸時代には中山道の宿場町として発展した歴史を持ち、西口は区画整理事業や再開発事業が進み、駅周辺は県内最大のビジネス街、ショッピング街として発展してきました。

このように、大宮駅周辺地域は様々な都市機能の集積などによる高いポテンシャルを持つ地域にも関わらず、交通渋滞の発生や基盤整備の遅れなど様々な問題点を抱えています。大宮駅周辺地域を政令指定都市さいたま市の「顔」にふさわしい地域にしていくことを目的とし、平成22年5月に公表した「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」では、地域が目指すべき「将来像」の実現に向け、「まちづくりの方針」や「戦略」を示すとともに、歩行空間の快適化や拠点づくりなど、まちづくりに先導的・波及的な効果をもつ「優先的に取り組むべきプロジェクト」を定め、戦略ビジョンの具現化に向けた取組を行っています。

■ビジョンの目指す将来像

■ 東日本の顔となるまち

○東京中心部、北関東・東北地方や上信越地方と連携し、多様な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市として、また、さいたま市の「顔」として、市民が誇りに思えるまちをつくります。

■ おもてなし、あふれるまち

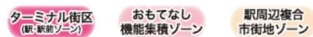
○大宮らしさを感じさせる様々な場所の個性を活かした「おもてなし」にあふれる地域として、初めて訪れた人も、通勤や通学で毎日通っている人も、住んでいる人も、楽しめるまちをつくります。

■ 氷川の杜、継(つな)ぐまち

○豊かな都市生活を守り、育て、継承していく地域として、氷川の杜に象徴される地域資源の活用、環境負荷の低減や高齢化社会への対応、次世代の育成などに取り組むまちをつくります。

■まちづくりの方針

■ おもてなし都心ゾーン



- 大宮駅とその周辺街区が一体となり、交通の要衝、まちの玄関としての機能強化を図ります。
- 既存の商業・業務集積エリアを中心に、多様性のある商業機能や高次業務機能などのおもてなし機能を展開します。
- 地域の周縁部では、都心生活を豊かに享受できる住宅・商業・業務機能が適切に複合する市街地を形成します。

■ シンボル都市軸



- 地域の中心を東西につなぐシンボル軸を形成し、都心の多様な活動を支えるとともに、駅からの眺望を確保しつつ、沿道整備を行います。
- 氷川参道沿道では、氷川の歴史・文化を継承するため、沿道環境の保全と適切な空間活用を図ります。

■ おもてなし体感空間



- あらゆる人が街を楽しみながら、快適に、安全に、安心して過ごせる歩行空間を面的に創出します。
- 都心での多様な活動を支える機能や、都市の安全性や環境向上に資する機能などを備えたひろば空間を創出します。

■ 都心活動を支える交通基盤

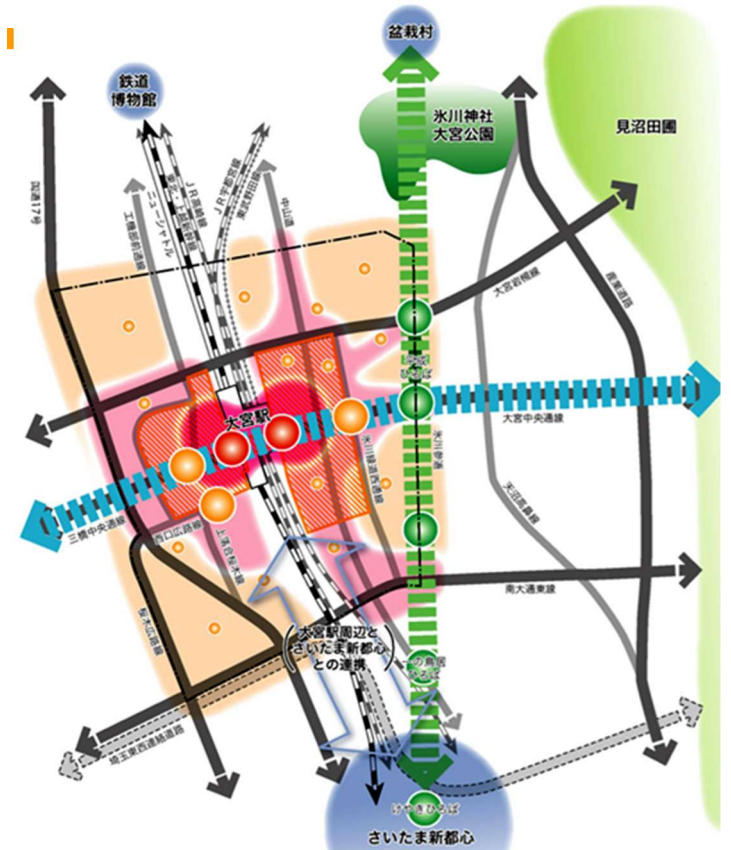


- 通過交通と公共交通を含む地域アクセスの役割分担を図り、おもてなしのまちづくりを支えます。

■戦略ビジョンを推進していくために

戦略ビジョンで示された考え方を受けて、優先的に取り組むプロジェクトを推進していくため、「地区別の整備計画」や「ガイドライン」の策定など、戦略ビジョンに基づくまちづくりを具体化・詳細化していきます。

その後、計画に基づき施策等を実施・評価し、戦略ビジョンの進捗状況や社会情勢等もふまえ、必要に応じて、計画の見直し・改善を行いながらまちづくりを継続的に進めていきます。



■ 推進イメージ図



◇詳しくは大宮駅東口まちづくり事務所へ◇